

## J A高知県(四万十営農経済センター)における米の不適切な取扱いについて

### 1 事案 (①～④は R 元年産米、⑤は R2 年産米)

#### ①ヒノヒカリが混入した玄米を「単一原料米(品種)にこまる」として販売

○販売期間 : R2. 5～R2. 10

○販売量 : 7, 783Kg

○販売先 : 主に県内の量販店や業務用

##### 【法令違反等】

- ・食品表示法違反(所管: 農林水産省) ⇒ 誤った品種等の表示

- ・景品表示法違反疑義(所管: 消費者庁) ⇒ 優良と誤認させる表示

- ・農産物検査法違反疑義(所管: 県環境農業推進課)

⇒ 「にこまる」に「ヒノヒカリ」が混入している玄米であることを認識していたにも関わらず、「にこまる」(单一品種)として検査し、検査証明書を発行

#### ②普通栽培の「にこまる」を「特別栽培米 にこまる」として販売

※特別栽培米: 減農薬等(50%以上)で栽培した米

○収穫量が少なく、取引先の要望数量に足らなかったため

○販売期間 : R 元. 11～R2. 10

○販売量 : 4, 350Kg

○販売先 : 主に県内の量販店や消費者

##### 【法令違反等】

- ・景品表示法違反疑義(所管: 消費者庁) ⇒ 優良と誤認させる表示

#### ③大野見産「ヒノヒカリ」を四万十町産「ヒノヒカリ」として販売

○四万十町産「ヒノヒカリ」の収穫量が少なかったため

○販売期間 : R 元. 10～R2. 10

○販売量 : 14, 017Kg

○販売先 : 主に県内の飲食店や量販店

##### 【法令違反等】

- ・食品表示法違反(所管: 農林水産省)

⇒ 誤った産地の表示 ※容器包装には「仁井田米」と表示

- ・景品表示法違反疑義(所管: 消費者庁) ⇒ 優良と誤認させる表示

#### ④誤った精米年月日の表示や産地の伝達等

○精米年月日の異なる商品を精米年月日欄に袋詰めした日を表示

##### 【法令違反】

- ・食品表示法違反（所管：農林水産省） ⇒ 誤った精米年月日の表示

○誤った産地の伝達、産地の未記載、搬出記録の未作成

##### 【法令違反】

- ・米トレーサビリティ法違反（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）（所管：農林水産省）

#### ⑤R2年産米にR元年産米を混入して販売等

※販売期間：R元. 10      ※販売先：県内量販店、ネット販売

○R元年産米の混入したものをR2年産米として販売

##### 【法令違反等】

- ・食品表示法違反（所管：農林水産省） ⇒ 誤った産年等の表示
- ・景品表示法違反疑義（所管：消費者庁） ⇒ 優良と誤認させる表示

○他産地米及びR元年産米が混入したものを四万十町産として販売

##### 【法令違反等】

- ・食品表示法違反（所管：農林水産省） ⇒ 誤った産地、産年の表示
- ・景品表示法違反疑義（所管：消費者庁） ⇒ 優良と誤認させる表示

○普通栽培の「にこまる」を「特別栽培米 にこまる」として販売

##### 【法令違反等】

- ・景品表示法違反疑義（所管：消費者庁） ⇒ 優良と誤認させる表示

## 2 対応

### 【JA高知県】

- 10/26 県へ報告（組合長ほか役員一同）
- 10/27 理事会で報告
- 10/27～29 販売先への謝罪（個別）
- 10/30 記者会見（事案①～③について公表）
- 11/16 マスコミへの情報提供（事案⑤について公表）
- 11/18 第1回「不祥事調査委員会」開催

## 【農林水産省等】

○食品表示法、米トレサ法に基づく対応 ⇒ 11/20 措置の公表

(指示の内容)

- ・販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに食品表示基準の規定に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。
- ・販売していた食品について、食品表示基準に規定する遵守事項が遵守されていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に関する認識の欠如並びに食品表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- ・うえの結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後、販売する食品について、食品表示基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- ・全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- ・うえのことにつき講じた措置について、令和2年12月21日までに農林水産大臣宛てに提出すること。

○景品表示法に基づく対応 ⇒ 調査に向けて準備中（消費者庁）

## 【県】

○農産物検査法に基づく対応（環境農業推進課）

- ・四万十営農経済センターへの立入調査を実施（11/13）
- ・事実関係を確定させた後、過去の処分事例も参考にしながら行政処分を検討

○景品表示法に基づく対応（県民生活・男女共同参画課）

- ・消費者庁に対し「景品表示法違反被疑行為」として入手している情報を提供済み。

※調査、事前手続き、措置等、一連の手続きなどについて、消費者庁と協議の結果、広域的な事案に該当するとして、消費者庁が調査・措置を行う。

## 指導等

○再発防止策及びコンプライアンスの徹底

- ・JA高知県において、不祥事等が続けて発生しているため、役員に対し、コンプライアンスの徹底や適切な内部統制、職員への研修の実施等を要請（11/27）
- ・併せて、再発防止に向けた法令違反となる事例や、それに伴うリスクについて研修（11/27）

